

函館市技能功労者表彰推薦にあたっての留意事項

1 表彰の対象者の要件の解釈・運用について

表彰の対象となる者は、原則として、次の(1)から(7)までの要件のすべてを満たす者とします。

- (1) 函館市民であって、市内に在住または在勤の者
- (2) 令和5年1月1日現在において45歳以上の者
- (3) 同一職種に関し25年以上の実務経験を有している者。同一職種の複数の事業所における通算年数が25年以上の者も対象となります。
- (4) 原則として国家資格・免許の取得者であり、また、当該技能に係る特許の取得者も対象となります。なお、特別の理由がある場合はこの限りではありませんが、その場合は、「特別の理由」が何かを明記してください。
- (5) 「技能が極めてすぐれ、業界の技能水準の向上に貢献した者」とは、単に業界内で評価されているということではなく、技能検定1級合格者または同等の者、公的な技能関係のコンクール等における受賞歴や技能検定委員・技能競技大会審査委員等を務めた経験のある者となります。
- (6) 「業務を通じて後進の指導を行い、またはその育成に寄与した者」とは、職業訓練施設における職業訓練指導員等、技能検定研修講師のほか、当該技能に関する研修講師等、公共的な場で広く後進の育成・指導を行った者となります。
- (7) 「勤務実績、日常の業務行為において他の技能者の模範と認められる者」とは、現役の技能者として現在も事業所等において、他の技能者の模範となっている者であり、既に実質的に当該事業所等、あるいは当該技能に係る職種、活動等から現役を引退している者は対象なりません。

2 表彰の対象者から除かれる者

上記1の(1)から(7)までの要件をすべて満たす者であっても、次に該当する者は、表彰の対象者から除かれますのでご注意ください。

- (1) 成年被後見人および被保佐人ならびに破産者
- (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- (4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- (5) 執行猶予付の刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- (6) 推薦後において、表彰時までの間に道路交通法違反等で取調べを受け、罰金刑を科せられる見込みの者

3 推薦調書の記入の留意点

推薦調書の記入に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 職種名は、別表に掲げる職種のうちから該当するもの（例　製銑工）を記載してください。
- (2) 生年月日欄の年齢、経歴欄の在職年月数は、基準日現在（令和5年11月1日）で記入してください。
- (3) 事績の概要については、それぞれの項目ごとに具体的な事例を交えて、できるだけ詳細に記入してください。
- (4) 連絡先は、事業所内で推薦調書の内容を把握している方の氏名を記入してください。

4 その他

- (1) 候補者の技能の優秀性や功労の大きさをより明確にするため、これまでに取得した技能に係る国家資格・免許の免許証・資格証明書、公的な技能関係のコンクール等における表彰状等の写し、製作された製品の写真等の資料を、併せて添付してください。
- (2) 本表彰を受賞していない者については、原則として、北海道産業貢献賞（卓越した技能者）の受賞候補者として推薦はいたしませんので、ご承知おきください。